

## 島根県弁護士会個人情報保護規則

### (目的)

第一条 この規則は、島根県弁護士会（以下「本会」という。）が保有する個人情報に適正に取り扱い、個人の権利利益を保護するための基本となる事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報をいう。

二 要配慮個人情報 個人情報保護法第二条第三項に規定する要配慮個人情報をいう。

三 個人情報データベース等 個人情報保護法第十六条第一項に規定する個人情報データベース等をいう。

四 個人データ 個人情報保護法第十六条第三項に規定する個人データをいう。

五 保有個人データ 本会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法第十六条第四項の規定に基づき個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「個人情報保護法施行令」という。）第五条で定めるものに該当するもの以外のものをいう。

六 本人 個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

七 仮名加工情報 個人情報保護法第二条第五項に規定する仮名加工情報をいう。

八 匿名加工情報 個人情報保護法第二条第六項に規定する匿名加工情報をいう。

九 個人関連情報 個人情報保護法第二条第七項に規定する個人関連情報をいう。（基本理念）

第三条 本会は、個人情報のが、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いを図るものとする。（適用範囲）

第四条 この規則は、本会の役員、職員及び嘱託その他本会の委嘱を受けて本会が保有する個人情報を利用する本会会員、外国特別会員及び共同法人会員に対して適用する。

### (利用目的の特定)

第五条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定する。

2 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。

### (利用目的による制限)

第六条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。

2 本会は、他の個人情報取扱事業者（個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。）から事業を承継することに伴つて個人情報取得した場合、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令（条例を含む。以下同じ。）に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 本会が学術研究機関等（個人情報保護法第十六条第八項に規定する学術研究機関等をいう。以下同じ。）に該当する場合であつて、当該個人情報を用いて学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であつて、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（不適正な利用の禁止）

第六条の二 本会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しない。

（適正な取得）

第七条 本会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。

2 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 本会が学術研究機関等に該当する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本会と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号。以下「個人情報保護法施行規則」という。）第六条で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして個人情報保護法施行令第九条で定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

第八条 本会は、個人情報取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表する。

2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下こ

の項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表する。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第九条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するように努める。

(安全管理措置)

第十条 本会は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

(職員等の監督)

第十一条 本会は、職員及び嘱託(以下「職員等」という。)に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるように、当該職員等に対し監督を行う。

(委託先の監督)

第十二条 本会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う。

(漏えい等の報告等)

第十二条の二 本会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護法施行規則第七条で定めるものが生じたときは、個人情報保護法施行規則第八条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告する。ただし、本会が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等(個人情報保護法第二十一条に規定する行政機関等をいう。以下同じ。)から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護法施行規則第九条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合(同項ただし書の規定による通知を行った場合を除く。)には、本会は、本人に対し、個人情報保護法施行規則第十条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第十三条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要が

ある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 本会が学術研究機関等に該当する場合であつて、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 本会が学術研究機関等に該当する場合であつて、当該個人データを学術研究目的で提供するとき（当該個人データを提供することにより、目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本会と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であつて、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 本会は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとして、次に掲げる事項について、個人情報保護法施行規則第十一条で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第七条第一項の規定に違反して取得したもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一 本会の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 第三者への提供を利用目的とすること

三 第三者に提供される個人データの項目

四 第三者に提供される個人データの取得の方法

五 第三者への提供の方法

六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

七 本人の求めを受け付ける方法

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護法施行規則第十一条で定める事項

3 本会は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護法施行規則第十一条で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出る。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴つて当該個人データが提供される場合

二 他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴つて個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下本条におい

て同じ。)又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条及び第十三条の四第一項第一号において同じ。)の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 本会は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があつたときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。

(外国にある第三者への提供の制限)

第十三条の二 本会は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第十三条の五第二項第二号において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として個人情報保護法施行規則第十五条で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについて個人情報保護法第四章第二節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。))を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護法施行規則第十六条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得る。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 本会は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護法施行規則第十七条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人

人に提供する。

3 本会は、個人データを外国にある第三者(第一項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、個人情報保護法施行規則第十八条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供する。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第十三条の三 本会は、個人データを第三者(個人情報保護法第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条(第十三条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。))において同じ。)に提供したときは、個人情報保護法施行規則第十九条で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護法施行規則第二十条で定める事項に関する記録を作成する。ただし、当該個人データの提供が第十三条第一項各号又は第四項各号のいずれか(前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第十三条第一項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

2 本会は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護法施行規則第二十一条で定める期間保存する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第十三条の四 本会は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護法施行規則第二十二条で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行う。ただし、当該個人データの提供が第十三条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 本会は、個人情報取扱事業者が個人情報保護法第三十条第一項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当

該確認に係る事項を偽らない。

3 本会は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護法施行規則第二十三条で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護法施行規則第二十四条で定める事項に関する記録を作成する。

4 本会は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護法施行規則第二十五条で定める期間保存する。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第十三条の五 本会は、第三者が個人情報(個人情報保護法第十六条第七項に規定する個人情報データベース等を構成するもの)に限る。

(以下同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第十三条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護法施行規則第二十六条で定めるところにより確認することをしないで、当該個人情報提供を当該第三者に提供しない。

一 当該第三者が本会から個人情報提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護法施行規則第十七条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第十三条の二第三項の規定は、前項の規定により本会が個人情報提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供する」とあるのは、「講ずる」と読み替えるものとする。

3 前条第二項の規定は本会が個人情報保護法第三十一条第一項に規定する確認を受けた場合について、前条第三項及び第四項の規定は第一項

の規定により本会が確認する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第十四条 本会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置く。

一 本会の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 全ての保有個人データの利用目的(第八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)

三 次項の規定による求め又は次条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第十六条第一項若しくは第十七条第一項の、第三項若しくは第五項規定による請求に応じる手続(第二十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として個人情報保護法施行令第十条で定めるもの

2 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合

二 第八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 本会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(開示)

第十五条 本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護法施行規則第三十

条で定める方法による開示を請求することができる。

2 本会は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示することとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 法令に違反することとなる場合

3 本会は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

4 前三項の規定は、当該本人が識別される個人データに係る第十三条の三第一項及び第十三条の四第三項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令第十一条で定めるものを除く。第十九条第二項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

（訂正等）

第十六条 本人は、本会对し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2 本会は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令又は本会の会則、会規若しくは規則の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個

人データの内容の訂正等を行う。

3 本会は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知する。

（利用停止等）

第十七条 本人は、本会对し、当該本人が識別される保有個人データが第六条若しくは第六条の二の規定に違反して取り扱われているとき、又は第七条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 本会は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行う。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、本会对し、当該本人が識別される保有個人データが第十三条第一項又は第十三条の二の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 本会は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止する。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 本人は、本会对し、当該本人が識別される保有個人データを本会が

利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第十二条の二第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 本会は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行う。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7 本会は、第一項若しくは第五項の規定に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(理由の説明)

第十八条 本会は、第十四条第三項、第十五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するように努める。

(開示等の請求等に応じる手続)

第十九条 本会は、第十四条第二項の規定による求め又は第十五条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）、

第十六条第一項若しくは第十七条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求（以下この条において「開示等の請求等」という。）につき、その申出先として個人情報取扱窓口を設けるものとし、次に掲げる開示等の請求等を受け付ける方法については別に定める。

一 開示等の請求等の際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の方式その他の開示等の請求等の方式

二 開示等の請求等をする者が本人又は第三項に規定する代理人であることの確認の方法

三 次条第一項の手数料の徴収方法

2 本会は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、本会は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとる。

3 開示等の請求等は、個人情報保護法第三十七条第三項の規定に基づき個人情報保護法施行令第十三条で定めるところにより、代理人によつてすることができる。

4 本会は、前三項の規定に基づき開示等の請求等を受け付ける方法を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮する。

(手数料)

第二十条 本会は、第十四条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第十五条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 前項の手数料については、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、別に定める。

(仮名加工情報の作成等)

第二十条の二 本会は、仮名加工情報（個人情報保護法第十六条第五項に規定する仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護法施行規則第三十一条で定める基準に従い、個人情報加工する。

2 本会は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護法施行規則第三十二条で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じる。

3 本会は、第六条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第五条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱わない。

4 仮名加工情報についての第八条の規定の適用については、同条第一項、第三項及び第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 本会は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなつたときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努める。この場合においては、第九条の規定は、適用しない。

6 本会は、第十三条第一項及び第二項並びに第十三条の二第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供しない。この場合において、第十三条第四項中「前三項」とあるのは「第二十条の二第六項」と、同項第三号中「、本人に

通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第五項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とあるのは「公表する」と、第十三条の三第一項ただし書中「第十三条第一項各号又は第四項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第十三条第一項各号のいずれか）」とあり、及び第十三条の四第一項ただし書中「第十三条第一項各号又は第四項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第十三条第四項各号のいずれか」とする。

7 本会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合しない。

8 本会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護法施行規則第三十三条で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しない。

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第五条第二項、第十二条の二及び第十四条から第二十条までの規定は、適用しない。  
(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第二十条の三 本会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）を第三者に提供しない。

2 第十三条第四項及び第五項の規定は、本会が仮名加工情報の提供を受

ける場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあるのは「第二十条の三第一項」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第五項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とあるのは「公表する」と読み替えるものとする。

3 第十条から第十二条まで、第二十一条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第十条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

(匿名加工情報の作成等)

第二十条の四 本会は、匿名加工情報（個人情報保護法第十六条第六項に規定する匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報をも復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護法施行規則第三十四条で定める基準に従い、当該個人情報加工する。

2 本会は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号（個人情報保護法第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護法施行規則第三十五条で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じる。

3 本会は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護法施行規則第三十六条で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表する。

4 本会は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するとき、個人情報保護法施行規則第三十七条で定めるところにより、

あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示する。

5 本会は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合しない。

6 本会は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努める。

(匿名加工情報の提供)

第二十条の五 本会は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護法施行規則第三十八条において準用する同規則第三十七条で定めるところにより、あらかじめ第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示する。

(識別行為の禁止)

第二十条の六 本会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは個人情報保護法第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合しない。

(安全管理措置等)

第二十条の七 本会は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報

の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努める。

(本会による苦情の処理)

第二十一条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

2 本会は、前項の目的を達成するために、苦情処理窓口を設け、その他必要な体制の整備に努める。

(個人情報保護管理者)

第二十二条 本会に、個人情報保護管理者を置く。

2 個人情報保護管理者は、会長をもってこれに充てる。

(個人情報保護管理者の任務)

第二十三条 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関し、内部規定の整備、安全対策及び職員等に対する教育・訓練を推進し、かつ、周知徹底することを任務とする。

2 個人情報保護管理者は、この規則に定められた事項を遵守するとともに、個人情報の収集、利用、消去、提供若しくは委託処理又は第十九条に規定する開示等の請求等につき、事務的処理の監督及び指示を行う。

(個人情報取扱責任者)

第二十四条 本会に個人情報取扱責任者を置く。

2 個人情報取扱責任者は、情報問題対策委員会の委員長をもってこれに充てる。

(個人情報取扱責任者の任務)

第二十五条 個人情報取扱責任者は、個人情報保護管理者の職務を補佐することを任務とする。

(教育)

第二十六条 個人情報保護管理者は、職員等に対し、個人情報にかかると個人の権利保護の重要性を理解させ、かつ、個人情報保護の確実な実施を図るため、教育計画を策定し、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うよ

うに努める。

(監査)

第二十七条 会長は、本会における個人情報の管理の状況について監査させるため、監査責任者を指名する。

2 監査責任者は、別に定めるところに従い、監査計画を作成し、かつ、実施する。

3 監査責任者は、別に定めるところに従い、監査報告書を作成して会長に報告しなければならない。

4 会長は、前項の報告により、個人情報の管理について改善すべき事項があると思料するときは、関係者に対し、改善のため必要な指示を行わなければならない。

5 前項の指示を受けた者は、速やかに、改善のため必要な措置を講じ、かつ、その内容を会長に報告しなければならない。

(個人情報開示等審査決定機関)

第二十八条 本会に、個人情報開示等審査決定機関(以下「審査決定機関」という。)を置く。

2 審査決定機関は、各年度の正副会長をもってこれに充てる。

(審査決定機関の任務)

第二十九条 審査決定機関は、第十九条第一項に規定する開示等の請求等につき、対応方法を審査し、決定する。

2 審査決定機関は、開示等の請求等に対して、前項の決定をしたときは、遅滞なく、個人情報保護管理者に決定内容を報告しなければならない。

附 則

1 この規則は、日本弁護士連合会の承認(平成二十九年三月十六日)を得て、平成二十九年五月三十日から施行する。

2 島根県弁護士会個人情報保護規則(平成十七年三月十七日制定)は、廃止する。

## 附 則

- 1 第二条第三号から第五号まで及び第七号から第九号まで、第六条第二項並びに第三項第五号（新設）及び第六号（新設）、第六条の二（新設）、第七条第二項第五号から第八号まで、第十条、第十二条の二（新設）、第十三条第一項第五号から第七号まで（新設）、第二項、第三項、第四項第三号及び第五項、第十三条の二から第十三条の五まで、第十四条第一項第一号、第三号及び第四号、第十五条、第十七条第一項及び第五項から第七項まで、第十八条、第十九条第一項から第三項まで並びに第二十条の二から第二十条の七までの改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日（令和四年八月十八日）から施行し、令和四年四月一日から適用する。
- 2 第四条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認（令和四年八月十八日）を得て、令和四年十一月一日から施行する。
- 3 第六条第三項第一号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認（令和四年八月十八日）を得て、令和五年四月一日から施行する。